

令和7年度地域再生に資する施策の評価

令和8年3月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

1. はじめに	1
(1) 本評価の背景と目的	1
(2) 今年度の評価の視点	2
2. 令和7年度の調査の分析結果	3
(1) 支援措置別の分析について	3
<調査分析の視点>	3
<調査分析の結果>	3
<政策への反映の方向性>	14
(2) 広域連携について	16
<調査分析の視点>	16
<調査分析の結果>	16
<政策への反映の方向性>	22
(3) 特定の個別支援措置について	23
<調査分析の視点>	23
<調査分析の結果>	23
<政策への反映の方向性>	26
3. 評価のまとめと次年度に向けた課題	27

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- ・令和 6 年通常国会において、地域住宅団地再生事業制度の拡充や民間事業者等の施設整備に関する地方債の特例の創設、企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象の拡大

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成 17 年の制度創設から 21 年目を迎える令和 7 年度においても継続的な制度活用がなされ、令和 7 年 11 月末までの間に累計 14,314 件の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成 28 年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定や、令和 6 年度からは、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成 28 年度から令和 6 年度の年度平均で約 1,340 件（平成 17 年度から 27 年度の年度平均認定計画数は約 181 件）の計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、当該制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関す

る事項について評価を行うものである。

令和7年度においては、地域再生法第8条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）を作成した認定地方公共団体に対する調査（以下「認定地方公共団体向け調査」という。）を実施した。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① (略)

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成に当たっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

(2) 今年度の評価の視点

今年度は、①令和7年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画の支援措置別の実施状況、②複数地方公共団体における広域連携の実施状況、③今後さらなる活用が期待される個別支援措置（「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「地域再生支援利子補給金」）に関する取組に焦点を当て、評価分析を行った。

①については、認定地方公共団体向け調査の結果をもとに、認定地域再生計画の目標達成・進捗状況と活用している支援措置とのクロス集計等を行うことにより、傾向について分析を行った。

②については、認定地方公共団体向け調査の結果をもとに、広域連携に至った理由、利点等の回答内容を集計し、全体的な傾向について分析を行うとともに、具体的な役割分担、メリット等を調査することを目的にヒアリング調査を行った。

③については、個別の支援措置のうち、今後さらなる活用が期待される「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「地域再生支援利子補給金」の3つの支援措置に焦点を当て、各支援措置を活用した経緯、支援措置を活用することによるメリット等を調査することを目的にヒアリング調査を行った。

2. 令和7年度の調査の分析結果

(1) 支援措置別の分析について

<調査分析の視点>

今年度の調査対象である令和7年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画（当該時点で計画期間が終了するものを含む。）6,048計画について、目標達成状況や進捗状況を支援措置による違いの観点から分析した。（回答計画数：5,702計画）

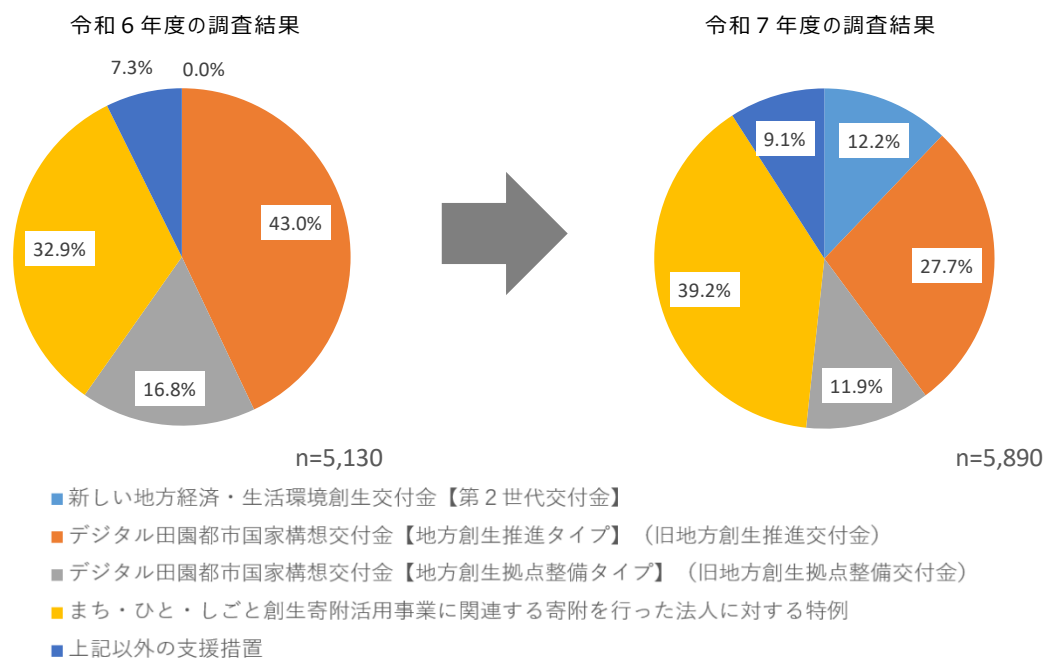
また、認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望を支援措置による違いの観点から分析した。

<調査分析の結果>

① 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が39.2%で最も多く、続いて「デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が27.7%となっている。新たに創設した「新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」は12.2%となっており、デジタル田園都市国家構想交付金と合わせると、全体の5割程度を占めており、これは令和6年度の調査結果と比べると、割合がわずかに減少している。

図表 1：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）



(注) 令和7年度調査の活用件数が多い支援措置上位4つを図表中に記載している。なお、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能であるため、合計は回答計画数を超過している。

図表 1 における「上記以外の支援措置」の内訳をみると、活用件数が100件以下のものが多くを占め、10件以下の支援措置も多く見受けられる。

図表 2：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

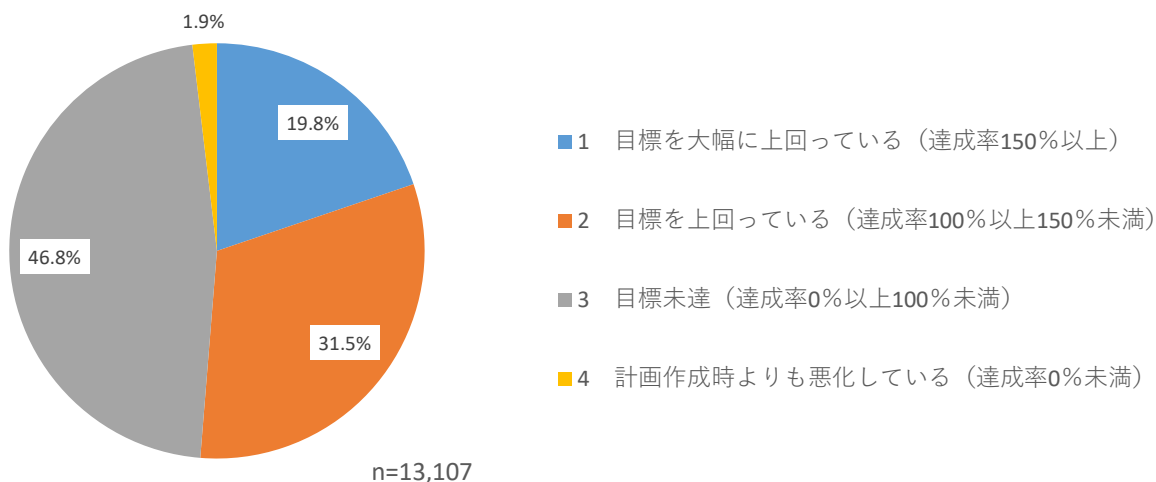
	活用している支援措置の名称	件数	構成比
まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）／デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）の活用	1 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】	716	12.16%
	2 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】うちインフラ整備事業	90	1.53%
	3 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）	1,632	27.71%
	4 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）	698	11.85%
	5 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業（旧地方創生道整備推進交付金）	173	2.94%
	6 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）	58	0.98%
	7 デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち港の整備事業（旧地方創生港整備推進交付金）	59	1.00%
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制）	8 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	2,308	39.19%
地域再生のための利子補給金の支給	9 地域再生支援利子補給金	23	0.39%
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等	10 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例	49	0.83%
地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	11 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	2	0.03%
商店街活性化促進事業計画の作成等	12 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.03%
生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	13 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	2	0.03%
地域住宅団地再生事業計画の作成等	14 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.03%
補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	16 補助対象施設の有効活用	11	0.19%
	17 補助金で整備された公立学校施設の財産処分手続の弾力化	8	0.14%
	18 農林水産関係補助対象施設の有効活用	3	0.05%
	19 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	7	0.12%
特定地域再生事業	20 特定地域再生支援利子補給金	1	0.02%
「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流・連携推進」「地域の産業活性化」及び「地域の地球温暖化対策推進」の各プログラムに位置付けている支援措置	22 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	40	0.68%
	23 農山漁村振興交付金	4	0.07%
	25 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	1	0.02%
その他（各プログラムに属さない横断的支援措置）	26 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の範囲の拡大	1	0.02%
	合計	5,890	100.00%

（注）塗りつぶしている支援措置が図表 1 における「上記以外の支援措置」に該当するものである。なお、活用件数 0 件の支援措置を除外している。また、1 つの計画に複数の支援措置を記載することが可能であるため、合計は回答計画数を超過している。

② 認定地域再生計画の目標達成状況

令和6年度時点における認定地域再生計画の各目標の達成状況をみると、「1. 目標を大幅に上回っている」が19.8%、「2. 目標を上回っている」が31.5%となっており、目標を達成できたとする割合が51.3%を占めている。

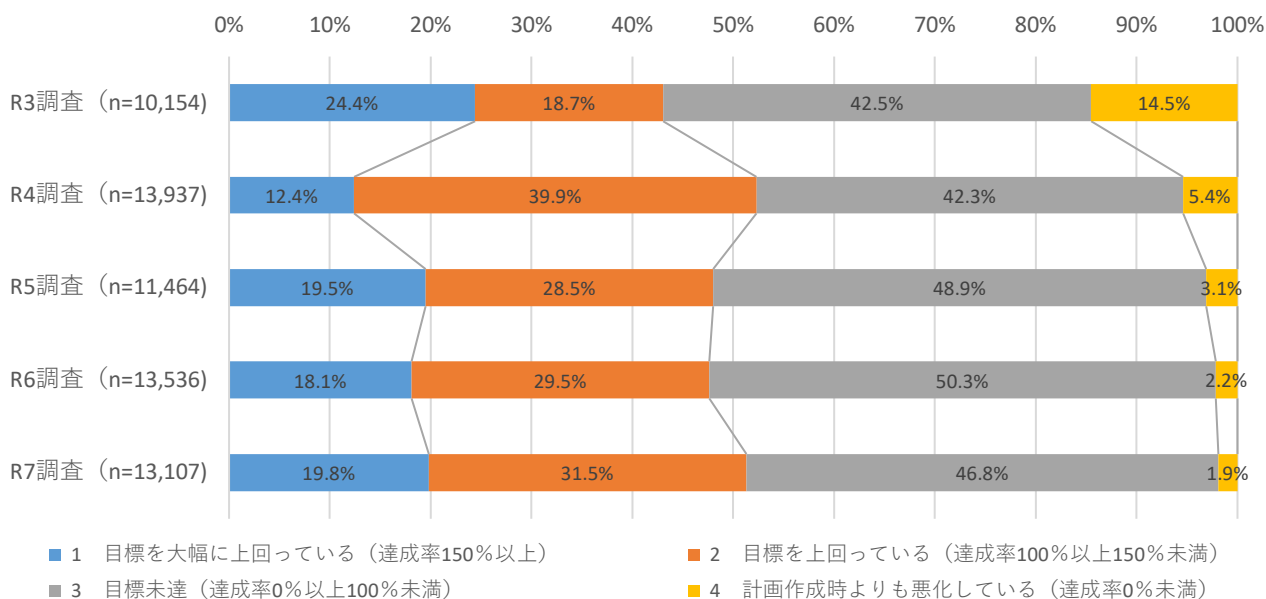
図表 3：認定地域再生計画の目標達成状況（令和6年度）



（注）1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況（令和6年度）を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

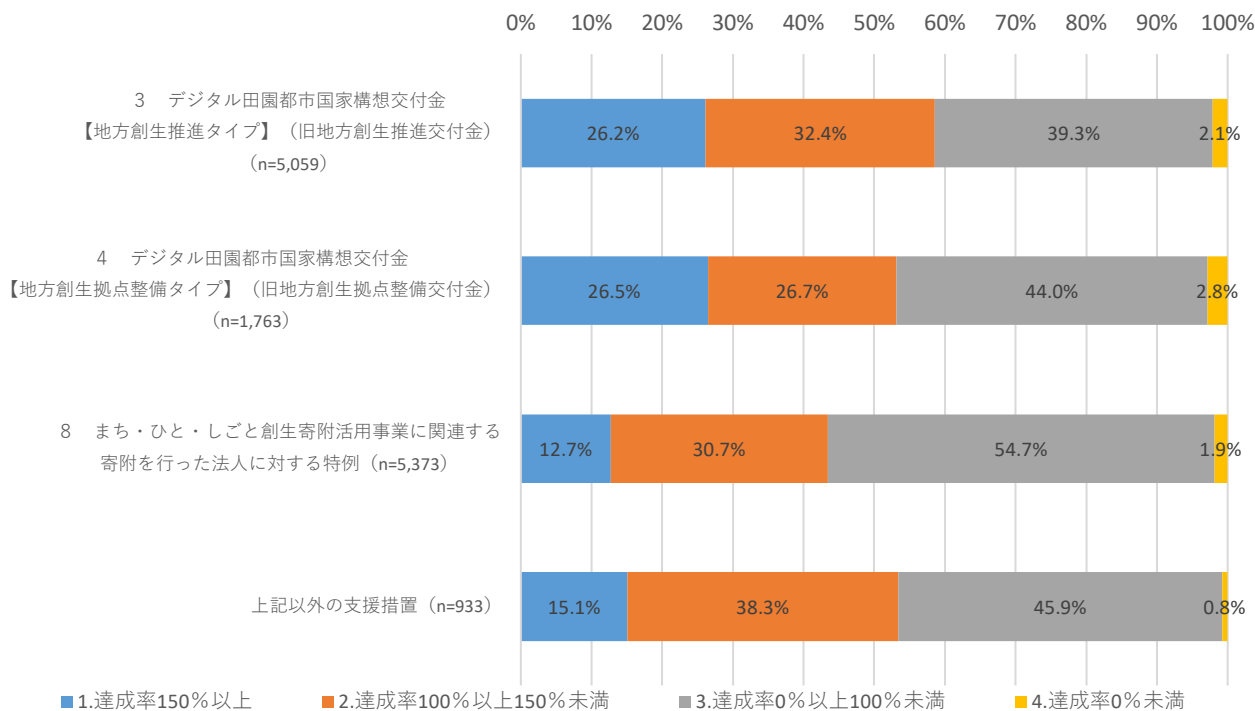
なお、認定地域再生計画の各目標の達成状況については、過年度の調査結果と比較しても、傾向に関する大きな変化は生じておらず、例年、目標を達成できたとする割合が50%前後を占めている。

図表 4：認定地域再生計画の目標達成状況の経年比較



令和6年度時点における目標の達成状況について、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」及び「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）」において、目標を達成できたとする割合が50%を超えている。

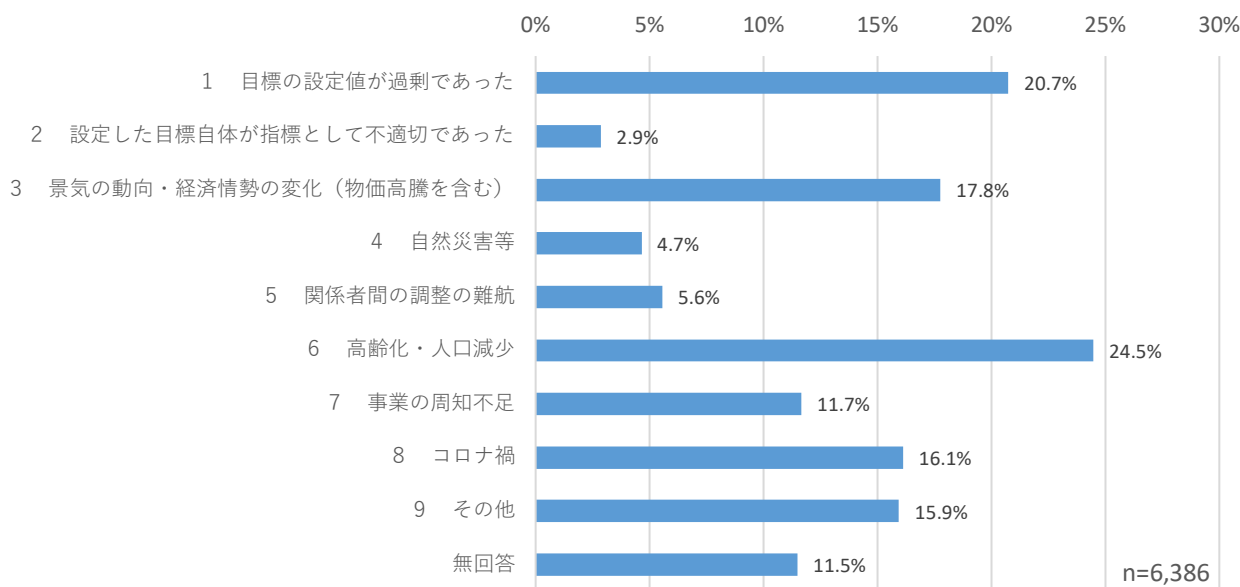
図表 5：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和6年度）



（注） 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに目標数を計上しているため、(n)の合計は図表3の目標数よりも大きくなっている。

令和6年度の達成状況が「目標未達」、「計画作成時よりも悪化している」となっている目標について、その理由をみると、「6. 高齢化・人口減少」が24.5%で最も多く、続いて「1. 目標の設定値が過剰であった」が20.7%、「3. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が17.8%、「8. コロナ禍」が16.1%となっている。

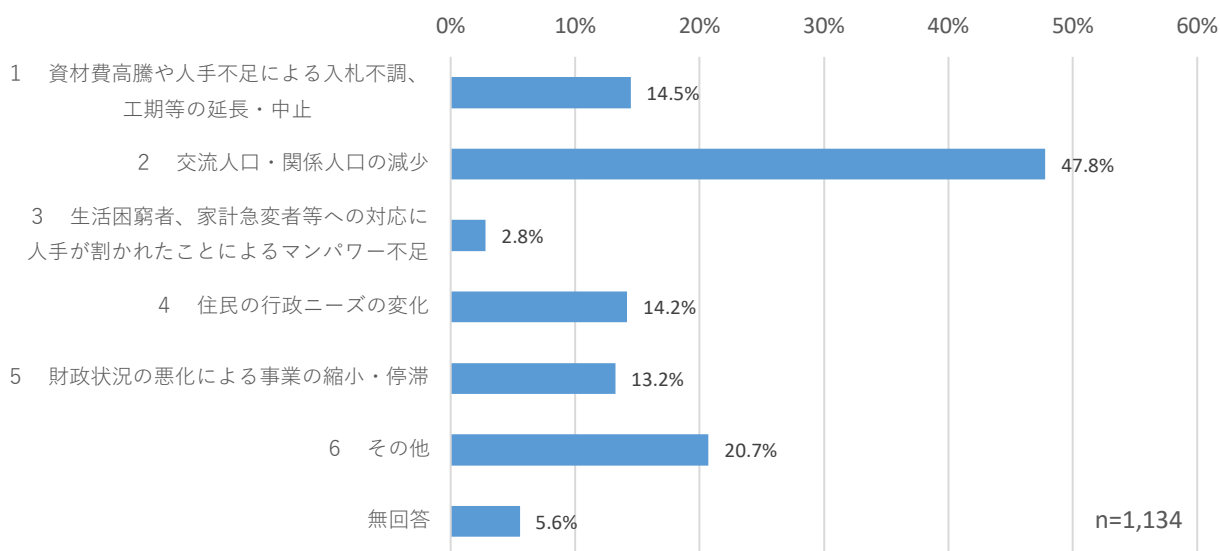
図表 6：認定地域再生計画の目標値未達成の理由（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

また、目標値未達成の理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」と回答した目標について、その詳細な理由をみると、「2. 交流人口・関係人口の減少」が47.8%で最も多く、続いて「1. 資材費高騰や人手不足による入札不調、工期等の延長・中止」が14.5%となっている。

図表 7：目標値未達成の理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」とした場合の詳細な理由（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

目標未達成の理由について、過年度の調査結果と比較すると、「6. 高齢化・人口減少」と回答する割合が増加傾向にあり、地域の持続的な活力を左右する人口構造の変化が、地域再生計画の目標達成において、より重要な要因となっていることがうかがえる。

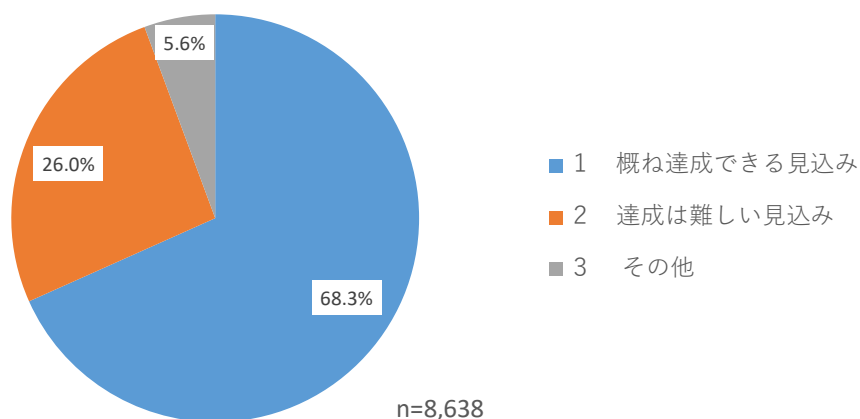
また、過年度では上位を占めていた「3. 景気の動向・経済情勢の変化」や「8. コロナ禍」といった外的ショック要因については、令和7年度の調査ではその割合が低下しているものの、これらの要因も依然として一定の割合を占めており、事業への影響は引き続き無視できない状況である。

図表 8：認定地域再生計画の目標未達成の理由の経年比較

	1位	2位	3位	4位	5位
R3 調査	4 自然災害等 (24%)	3 景気の動向・経済情勢の変化 (23%)	1 目標の設定値が過剰であった (16%)	6 高齢化・人口減少 (10%)	5 関係者間の調整の難航 (4%)
R4 調査	8 コロナ禍 (65%)	3 景気の動向・経済情勢の変化 (16%)	1 目標の設定値が過剰であった (12%)	6 高齢化・人口減少 (11%)	7 事業の周知不足 (4%)
R5 調査	8 コロナ禍 (53%)	3 景気の動向・経済情勢の変化 (20%)	1 目標の設定値が過剰であった (19%)	6 高齢化・人口減少 (15%)	7 事業の周知不足 (6%)
R6 調査	3 景気の動向・経済情勢の変化 (24%)	6 高齢化・人口減少 (23%)	8 コロナ禍 (22%)	1 目標の設定値が過剰であった (21%)	7 事業の周知不足 (9%)
R7 調査	6 高齢化・人口減少 (24%)	1 目標の設定値が過剰であった (21%)	3 景気の動向・経済情勢の変化 (18%)	8 コロナ禍 (16%)	7 事業の周知不足 (12%)

さらに、認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 概ね達成できる見込み」が68.3%、「2. 達成は難しい見込み」が26.0%となっている。

図表 9：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



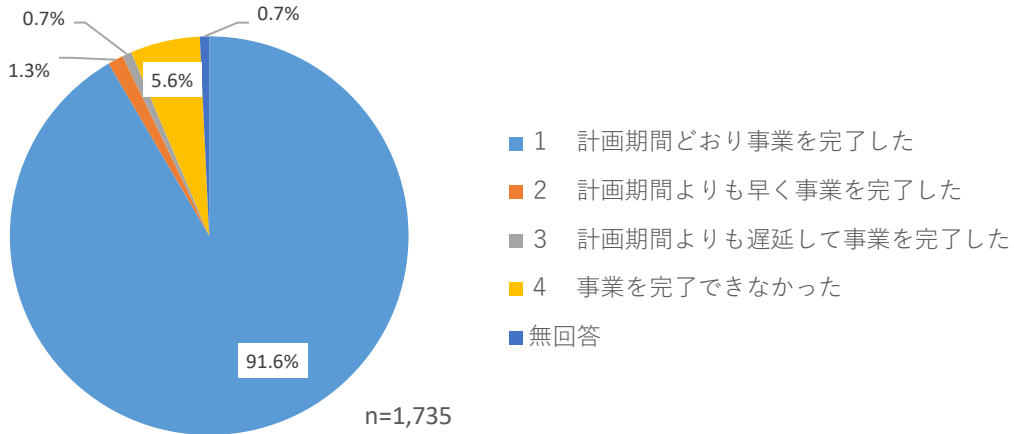
(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

「その他」の主な内容としては、「自然災害、コロナ禍等の社会情勢の変動」、「事業スケジュールの見直し」、「関連する統計調査結果の未公表やデータ集計の遅れ」によって、本調査時点で最終年度の達成見込みが判断できないといった記述があった。

③ 計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況をみると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が91.6%となっており、早く完了した事業及び遅延して完了した事業を含めると、9割以上の計画が事業を完了できたとしている。

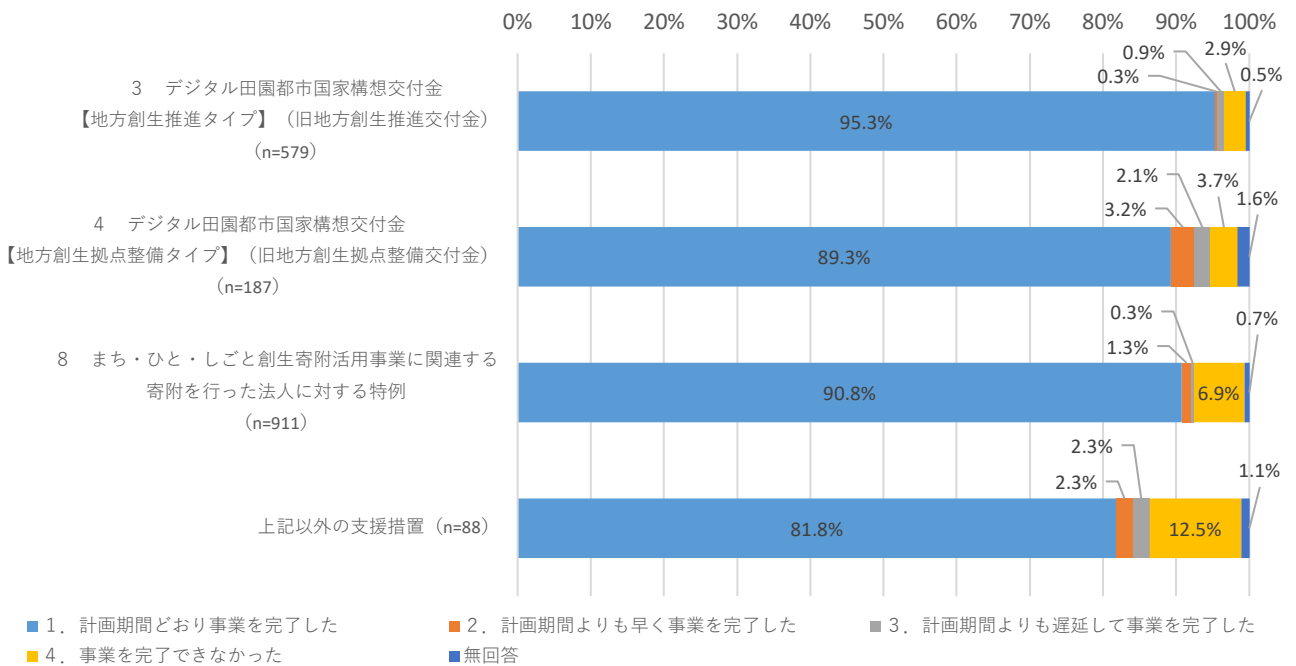
図表 10：計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



また、これを支援措置別にみると、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」は、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が95.3%となっている。

また、「8. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が90.8%である一方、「4. 事業を完了できなかった」計画は6.9%であり、他の支援措置と比較し、高い水準となっている。

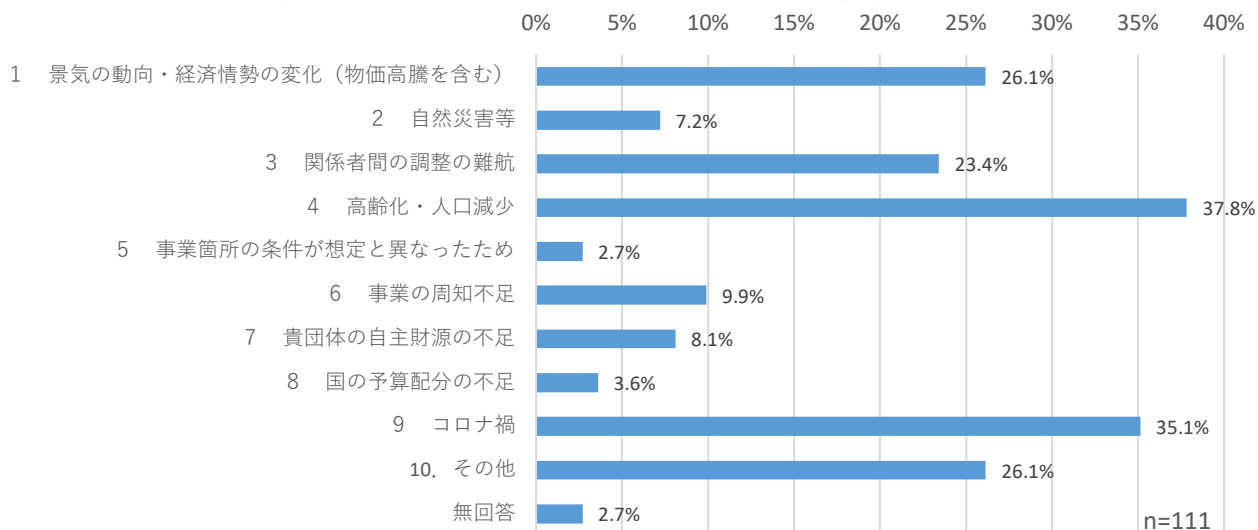
図表 11：支援措置別の計画期間が令和6年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



(注) 1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに遂行状況を計上しているため、(n)の合計は図表10の(n)の合計数よりも大きくなっている。

「計画期間よりも遅延して事業を完了した」又は「事業を完了できなかった」について、その理由をみると、「4. 高齢化・人口減少」が 37.8%で最も多くなっており、続いて「9. コロナ禍」が 35.1%、「1. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が 26.1%となっている。

図表 12：遅延・完了できなかった理由（複数回答）

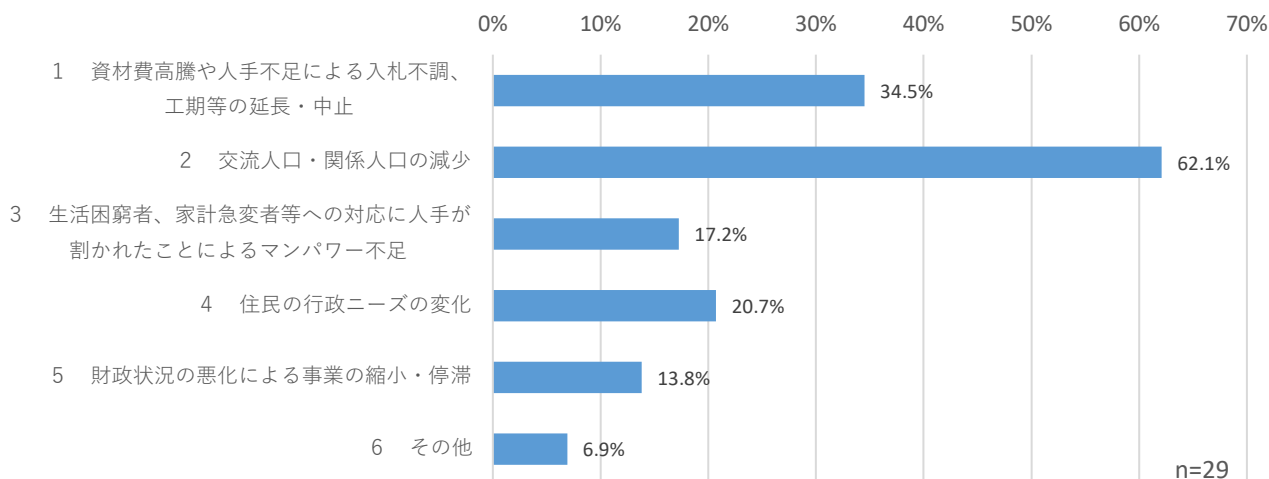


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「工事の遅延に伴うスケジュール変更」、「政策方針の転換や首長交代による事業の見直しの発生」といった記述があった。

また、遅延・完了できなかった理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」と回答した計画について、その詳細な理由をみると、「2. 交流人口・関係人口の減少」が 62.1%、「1. 資材費高騰や人手不足による入札不調、工期等の延長・中止」が 34.5%となっている。

図表 13：遅延・完了できなかった理由を「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」とした場合の詳細な理由（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

また、事業が完了しなかった理由について、過年度の調査結果では、「1. 景気の動向・経済情勢の変化」や「9. コロナ禍」といった外的ショック要因が上位を占めており、令和7年度の調査においても、それぞれ30%前後の割合を占め、例年同様、遅延や未完了の主な理由として挙げられている。

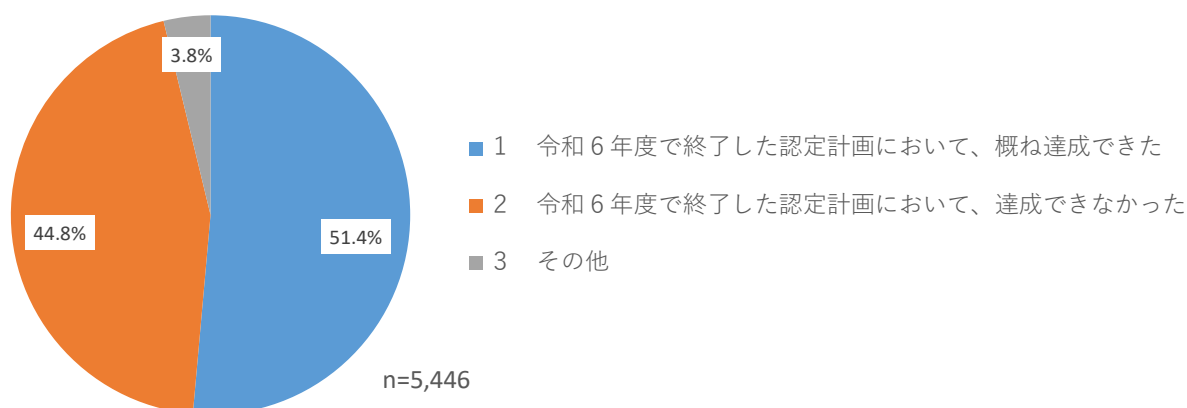
一方で、令和7年度の調査では、「4. 高齢化・人口減少」と回答する割合が急増しており、人口構造の変化が地域再生計画の遂行において、より重要な要因となっていることがうかがえる。

図表 14：遅延・完了できなかった理由の経年比較

	1位	2位	3位	4位	5位
R3 調査	2 自然災害等 (38%)	1 景気の動向・経済情勢の変化 (23%)	3 関係者間の調整の難航 (18%)	8 国の予算配分の不足 (7%)	5 事業箇所の条件が想定と異なったため (6%)
R4 調査	9 コロナ禍 (64%)	2 自然災害等 (20%)	3 関係者間の調整の難航 (19%)	1 景気の動向・経済情勢の変化 (12%)	5 事業箇所の条件が想定と異なったため (7%)
R5 調査	9 コロナ禍 (47%)	1 景気の動向・経済情勢の変化 (26%)	3 関係者間の調整の難航 (22%)	2 自然災害等 (10%)	5 事業箇所の条件が想定と異なったため (9%)
R6 調査	9 コロナ禍 (42%)	1 景気の動向・経済情勢の変化 (26%)	3 関係者間の調整の難航 (13%)	2 自然災害等 (8%)	4 高齢化・人口減少 (5%)
R7 調査	4 高齢化・人口減少 (38%)	9 コロナ禍 (35%)	1 景気の動向・経済情勢の変化 (26%)	3 関係者間の調整の難航 (23%)	6 事業の周知不足 (10%)

令和6年度末に計画期間が終了した認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 令和6年度で終了した認定計画において、概ね達成できた」が51.4%、「2. 令和6年度で終了した認定計画において、達成できなかった」が44.8%となっている。

図表 15：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



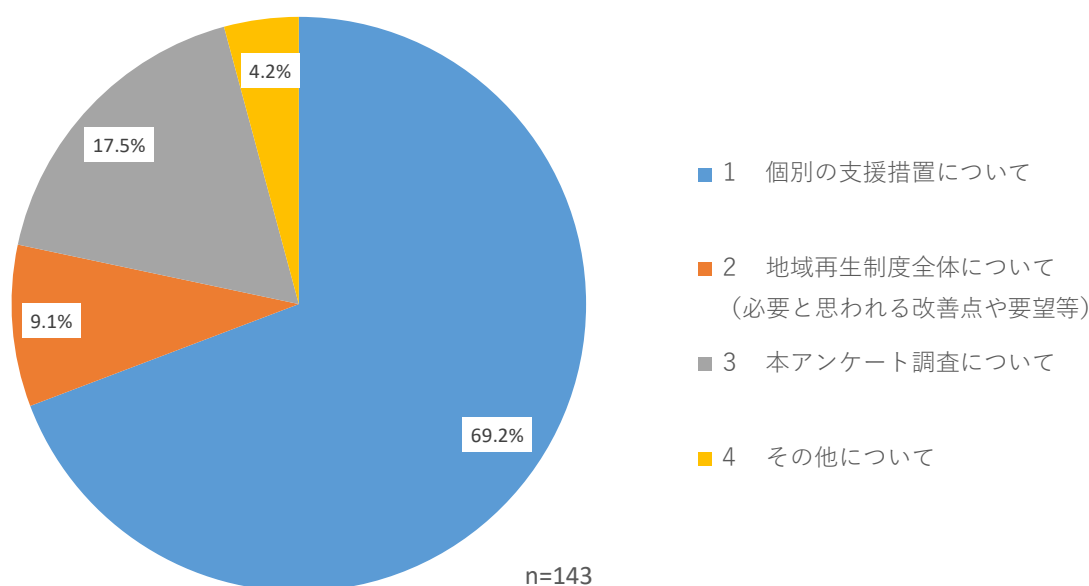
(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

「その他」の主な内容としては、「令和6年度実績について集計中であるため、回答時点で評価ができない」といった記述が多くあった。

④ 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望

回答があった1,641団体のうち、111団体から143件の意見・要望が寄せられた。その内容を分類・整理したところ、「1. 個別の支援措置について」が69.2%、「2. 地域再生制度全体について」が9.1%、「3. 本アンケート調査について」が17.5%となっている。

図表 16：意見・要望の内訳（複数回答）



個別の支援措置に関する意見・要望を整理したところ、主な記述として以下が見られた。

■ 新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】

- 新規事業のみならず、従来事業や、修繕・機器の更新についても使えるようにしてほしい。
- 小規模地方公共団体においては、公用施設も様々な地域活性化の役割を果たしており、活用内容によっては公用施設整備も対象にしてほしい。
- インフラ事業のみでの採択が可能となるような制度改正を検討してほしい。
- 第2世代交付金を活用する場合、地域再生計画の認定申請と交付金の申請を別々に行う必要があるため、事務負担が大きく、これらの手続きの一体化を検討してほしい。
- 作成に当たっては、間違いや不備の無いよう細心の注意を払う必要があるため、事前相談を含め、準備期間をできるだけ長く設定してほしい。
- 事業計画書の簡略化や、申請スケジュールに余裕を持たせてほしい。
- 県担当などからの対面による説明会を行ってほしい。
- どういうスキームであれば活用可能であるか分かりにくいことから、例示や活用事例に関する案内を増やしてほしい。

- 第2世代交付金のソフト事業のうち、移住・起業・就業型、プロフェッショナル人材型について、内閣府の相談窓口を一本化してほしい。
- 気軽に相談できる国・県の担当窓口をさらに充実させてほしい。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）

- 地方公共団体の人事異動に伴う引継ぎに負担を感じることもあるため、都道府県単位での事業説明会を毎年開催してほしい。
- 申請に関しては、記載方法に関するノウハウや準備期間が必要であり、新規申請の場合や、ノウハウの少ない小規模地方公共団体の場合には、ハードルの高い申請方法であると感じる。
- 協議会の設置や、協議会による事業運営が求められる点について、人材の絶対数の少ない小規模地方公共団体にはハードルが高いと感じる。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）

- 2か年以上に渡る事業の場合、予算の繰越が想定されるため、国における財源は、当初予算で措置してほしい。
- 拠点整備に係るイニシャルコストであるハード整備に加えて、ランニングコストの一部に、先端技術活用等の項目でソフト事業の補助メニューがあれば良いと考える。

■ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- 官民連携のまちづくりに資する制度であり、地方公共団体の貴重な財源等であることから、令和10年度以降についても、当該制度の延長を要望する。
- 第2世代交付金と企業版ふるさと納税の地域再生計画について、ともに、地方公共団体の総合戦略に基づきを策定しているため、別々に認定を受けるのではなく、包括したもので対応してほしい。
- 地域再生計画の「数値目標」について、「総合戦略に準ずる」等の記載ができれば、総合戦略を見直した際に、自動的に地域再生計画の内容も反映することができるため、国・地方公共団体の双方にとって、事務の効率化が図れると考える。
- 公表されているQ&Aは非常に役に立つため、当該Q&Aを元にした説明会の開催や、よくある間違いや質問集を作成し、共有してほしい。
- 人事異動直後の提出となり、全体把握や内容の理解に時間を要したため、事前相談後から本提出までの期間をもう少し確保してほしい。
- 地域再生計画の策定に関する勉強会や研修会があれば受講したい。
- 企業によっては、企業版ふるさと納税を知らない企業も多いため、引き続き、周知・PRをお願いしたい。

＜政策への反映の方向性＞

令和6年度時点における認定地域再生計画の目標達成状況をみると、目標値未達成の割合が48.7%であり、その内訳は「目標未達（達成率0%以上100%未満）」が46.8%、「計画作成時よりも悪化している（達成率0%未満）」が1.9%である。

達成状況の評価を行うに当たって、目標達成率は、各地方公共団体が目標の内容・性質に応じて独自の算出方法を定めていることも想定されるため、統一的な基準で評価することには一定の限界があるものの、過去の調査結果においても、目標値未達成の割合が概ね5割前後で推移しており、全体的な目標達成率向上に向けた改善策の検討が求められる。もっとも、今回の調査対象とした地域再生計画の多くは、人口減少や地域経済の縮小を押しとどめる前提での事業内容を含んでいるが、令和7年6月に閣議決定された地方創生の基本構想においては、当面の人口減少が続くことを正面から受け止め、その中で経済成長や地域社会を維持することを目指すなどの基本的な視点が示されていることから、今後の達成状況の評価の在り方に関しても、これに即したものにすることが必要である。

目標値未達成の割合を支援措置別にみると、「8.まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」の未達成の割合が56.6%となっており、他の支援措置と比較し、達成率が低い水準となっているため、その要因については引き続き調査が必要である。

目標値未達成の理由としては、「高齢化・人口減少」が24.5%と最も多く、地域の持続的な活力を左右する人口構造の変化が重要な要因となっていると考えられる。過去の調査結果では、「コロナ禍」や「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」など、新型コロナウイルス感染症の流行による経済活動の制限や、ウクライナ危機・円安進行を背景とした燃料・資材価格の高騰など、外的な経済ショックの影響が大きいと考えられていたが、こうした外的ショックを理由として挙げる割合が一定程度低下し、代わって各地域が共通して直面する高齢化や人口減少といった根本的な課題が顕在化していると考えられる。一方で、こうした地域再生計画の取組は、高齢化・人口減少といった構造的課題への対応を前提に実施されてきた側面が大きく、次年度以降の調査においては、これらの構造的課題を前提に、目標未達成の背景にある根本要因について、より踏み込んだ調査（設問や回答肢の細分化など）が必要である。

地域再生計画の目標達成に向けては、こうした高齢化・人口減少などの構造的な変化が今後も継続することを前提に、持続可能な地域社会の姿を見据えた計画の立案や、こうした構造的変化にも対応し得る目標設定が不可欠である。すなわち、高齢化・人口減少を前提条件として、地域がどのように自立的に機能し得るかを計画段階で明確にするとともに、具体的な数値目標についても高齢化・人口減少を前提とした現実的な設定をすることが重要である。

その上で、目標達成状況の改善には、人口リソースを補うための地域間連携や、行政のみならず民間との協働を積極的に進めることが重要であり、これらの取組を通じて、事業費や目標の内容・数値など、地域の実情に応じた事業内容の見直しを行う必要性が今後も高まるものと考えられる。

また、「目標の設定値が過剰であった」との回答も多く見受けられており、実績とかけ

離れた過大な目標は、目標値の形骸化や、事業の推進意欲の低下を招くおそれがある。

これら目標未達成の改善のために必要な対応については、「業務の実態やデータに即した現実的な目標の設定」や、「事業と KPI の因果関係の再整理」との回答が多く見受けられたことから、今後は、施策や事業がどのような流れで目標達成に至るのかを図やモデルで整理し、地域再生計画の取組と目標の因果関係を明確化するとともに、統計データなどを活用し、事業を取り巻く内外部の環境や費用対効果を踏まえた妥当な水準の目標を設定することが重要となる。さらに、地域の多様な主体や外部専門家の意見も反映し、客観的かつ納得感のある目標を設定し、必要に応じて、計画の実施状況に応じた柔軟な目標変更を図ることが求められる。

また、認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望について、第2世代交付金に関しては、包括的な認定手続きの簡素化によって事務負担が軽減したと評価する意見がある一方で、申請・報告に用いる様式の簡素化、申請までのスケジュールの緩和、新たな制度に対する理解を深めるための研修会・勉強会の開催など、更なる手続きの改善に関する要望が多数寄せられた。また、交付対象事業の拡大や要件緩和を求める意見もあり、引き続き、地域再生計画に係る各種支援措置の実効性と地方公共団体における利便性の両立を目指した制度の改善を図っていくことが望ましい。

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」については、令和7年度税制改正によって、税額控除の特例措置の適用期限が令和9年度まで延長したところ、地方創生に向けた財源確保及び官民連携の創出の観点から地方公共団体と法人の双方にとって有益であるため、現在の税の軽減効果（寄附額の最大9割）を維持した上で、令和10年度以降の更なる延長を求める意見が多数寄せられた。また、当該措置の適用期限の延長に伴う地域再生計画の認定申請等に係る手続きやスケジュールの早期提示に関する要望もあるため、地方公共団体が少ない負担で、切れ目なく支援を活用できるための手続きの設計や情報の周知が必要であると考えられる。

なお、認定地域再生計画の達成状況等の本アンケート調査については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）の実施計画の達成状況等の調査と類似していることから、調査項目の整理や調査の集約化による地方公共団体の事務負担の軽減を図る必要があると考えられる。

(2) 広域連携について

<調査分析の視点>

本調査では、地方創生を推進するための取組として、地方公共団体相互間における連携・協力に関する取組に焦点を当てて、調査を行った。

複数の地方公共団体が共同申請している認定地域再生計画を対象に、広域連携に至った理由、連携団体を選定するに当たっての観点、広域連携のメリット等について、認定地方公共団体向け調査の結果をもとに分析した。

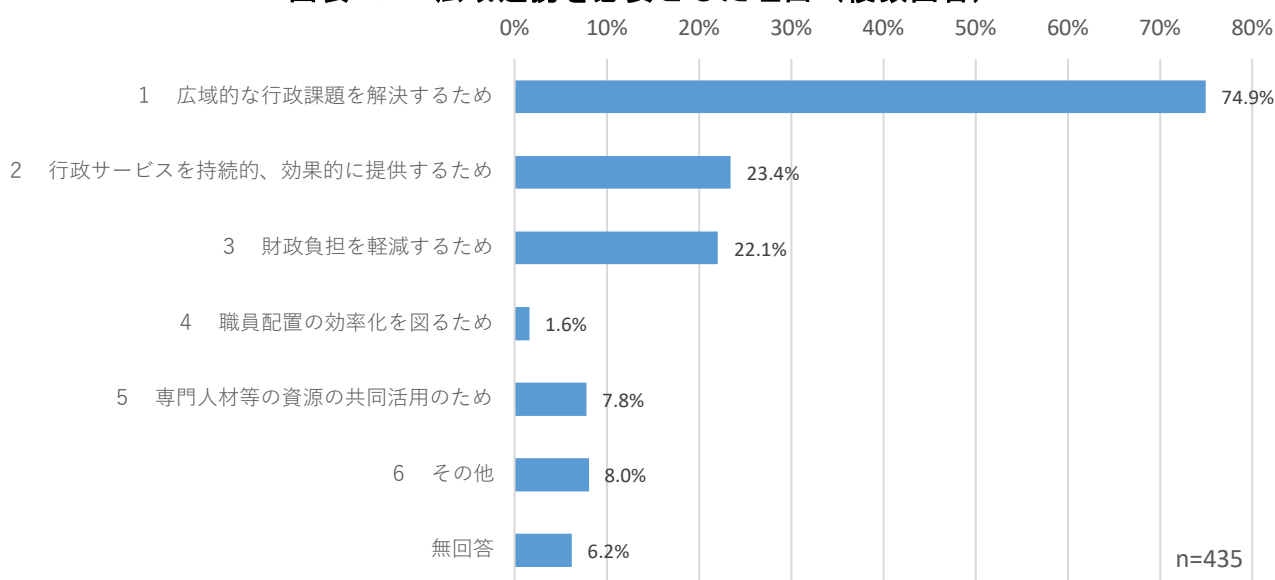
加えて、広域連携に至った具体的な理由・きっかけ、役割分担、メリット等を調査することを目的として、複数の地方公共団体を対象にヒアリング調査を行った。

<調査分析の結果>

① 認定地方公共団体向け調査による広域連携の実施状況について

複数の地方公共団体で共同申請している認定地域再生計画について、他の地方公共団体と連携が必要と判断した理由をみると、「1. 広域的な行政課題を解決するため」が 74.9%で最も多く、続いて「2. 行政サービスを持続的、効果的に提供するため」が 23.4%、「3. 財政負担を軽減するため」が 22.1%となっている。

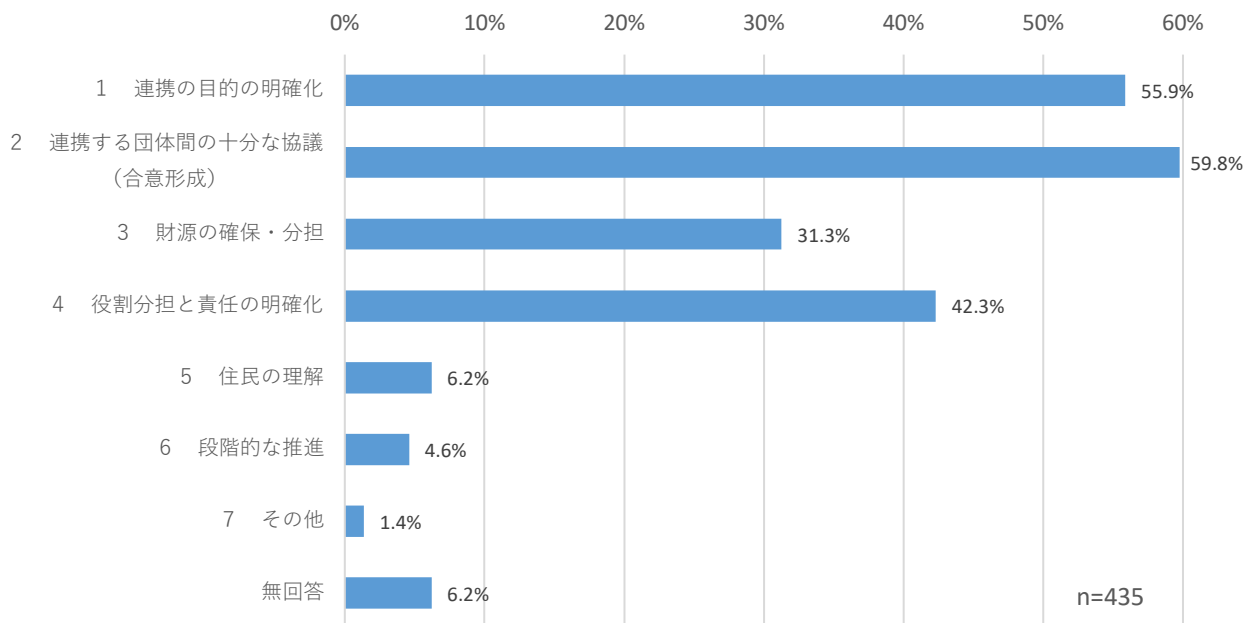
図表 17：広域連携を必要とした理由（複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

連携するに当たって、特に重要と考えるポイントを見ると、「2. 連携する団体間の十分な協議（合意形成）」が59.8%で最も多く、続いて「1. 連携の目的の明確化」が55.9%、「4. 役割分担と責任の明確化」が42.3%となっている。

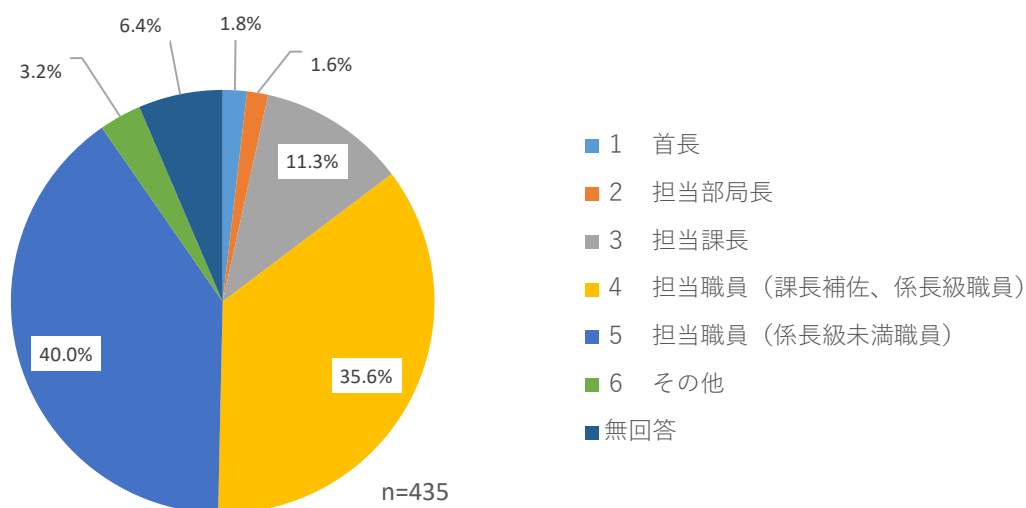
図表 18：広域連携の実施に当たってのポイント（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

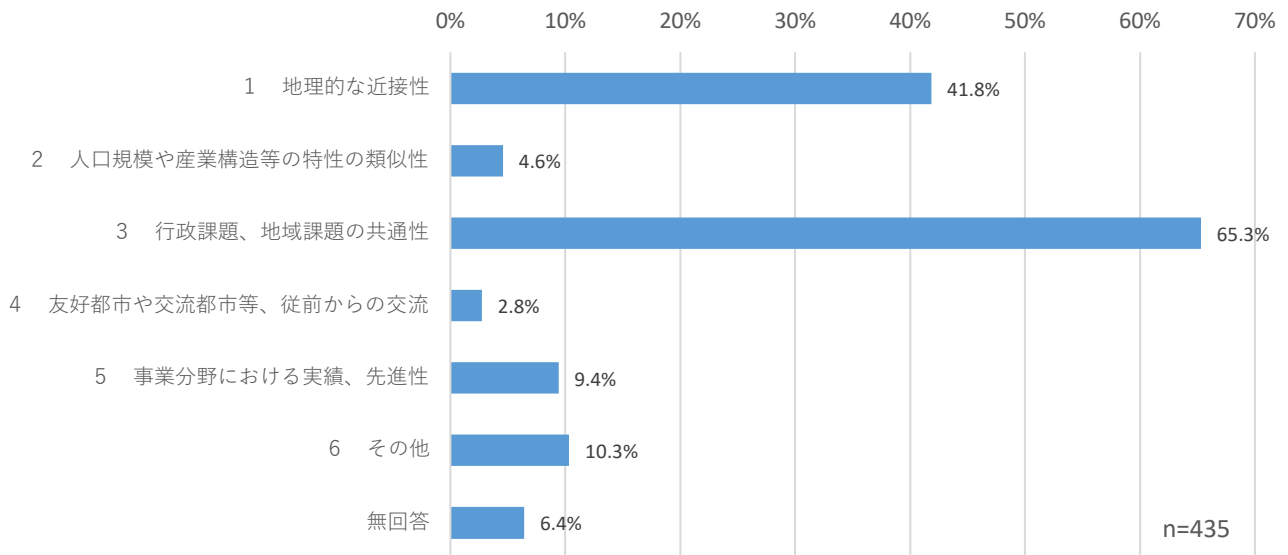
連携を進めるに当たって、他の団体との交渉や調整等を行った主体をみると、「5. 担当職員（係長級未満職員）」が40.0%で最も多く、続いて「4. 担当職員（課長補佐、係長級職員）」が35.6%となっている。

図表 19：広域連携の働きかけの主体



連携する団体をどのような観点で選定したかをみると、「3. 行政課題、地域課題の共通性」が65.3%で最も多く、続いて「1. 地理的な近接性」が41.8%となっている。

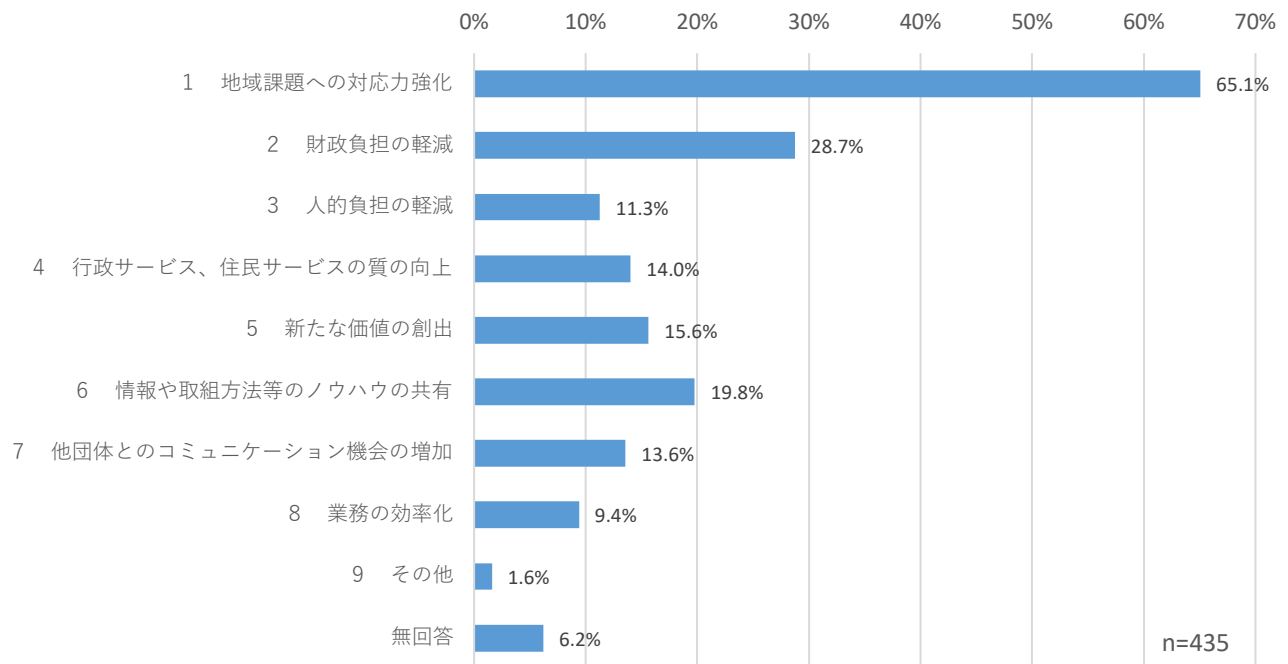
図表 20：連携する団体を選定するに当たっての観点（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

連携することによるメリットをみると、「1. 地域課題への対応力強化」が65.1%で最も多く、続いて「2. 財政負担の軽減」が28.7%、「6. 情報や取組方法等のノウハウの共有」が19.8%となっている。

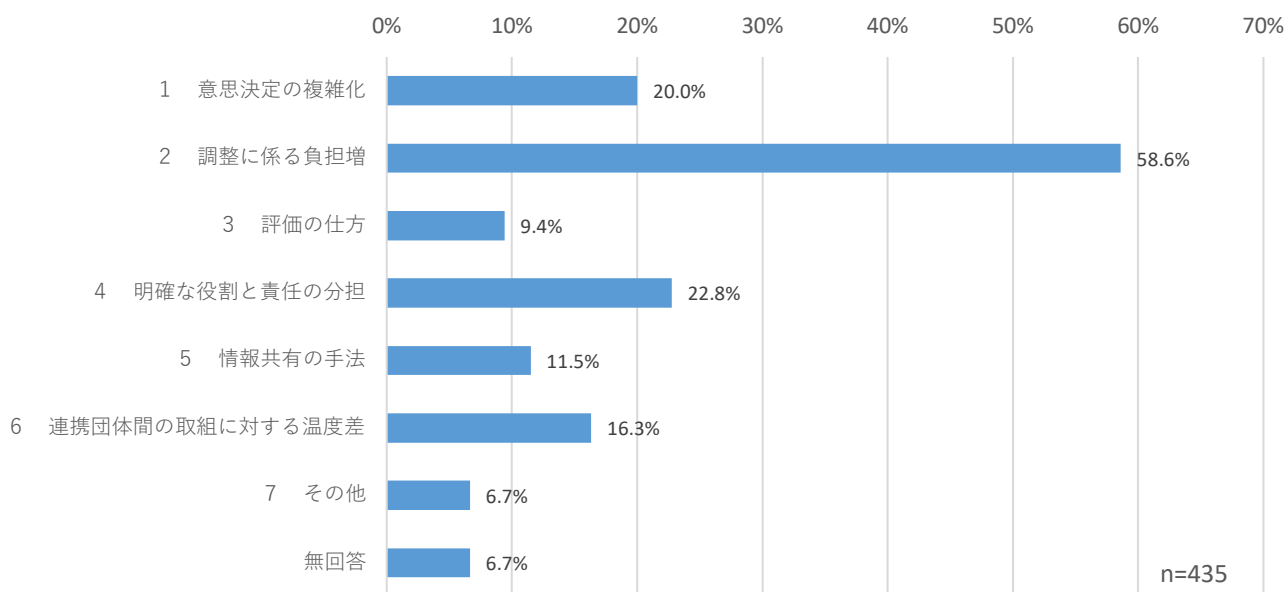
図表 21：広域連携のメリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

連携を進める上での課題をみると、「2. 調整に係る負担増」が 58.6%で最も多く、続いて「4. 明確な役割と責任の分担」が 22.8%、「1. 意思決定の複雑化」が 20.0%となっている。

図表 22：広域連携を実施するに当たっての課題（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

② ヒアリング調査対象

認定地方公共団体向け調査への回答結果（過年度の調査結果を含む。）を踏まえた上で、広域連携による取組事例を調査した。調査対象は以下のとおりである。

No.	地方公共団体名 (ヒアリング先)	地方公共団体名 (連携団体)	認定地域再生計画の名称
1	秋田県 大館市	秋田県北秋田市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村	奥秋田サステイナブルツーリズムプロジェクト～地域の強みをサステイナブルな取り組みに進化させ、稼ぐ観光へ～
2	福島県	福島県会津若松市、福島県白河市	I T人材育成・就業応援事業
3	茨城県	茨城県水戸市、茨城県日立市、茨城県常陸太田市、茨城県ひたちなか市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県茨城町、茨城県大洗町、茨城県城里町、茨城県東海村、茨城県大子町	いばらきサイクルツーリズム推進強化計画
4	石川県	石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町	創造的復興に向けて人の流れを創る能登の魅力発信事業
5	岡山県 笠岡市	岡山県井原市、岡山県浅口市、岡山県里庄町、岡山県矢掛町	広域連携拠点施設（熱利用施設）整備事業計画
6	宮崎県	宮崎県延岡市、宮崎県日向市、宮崎県門川町、大分県	東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連機器産業成長戦略事業

③ ヒアリング調査結果

広域連携の取組事例に関するヒアリング調査の主な内容を整理すると、以下のとおりである。

■ 広域連携の実施するに至った理由・きっかけ

- 少子高齢化や人口減少を背景に、「地域コミュニティの消失」、「文化・歴史の継承者不足」、「山林整備の遅れ」、「地域内収支の悪化」など、地方公共団体に共通する課題への対応を目的として、複数の地方公共団体が連携に至った。
- 観光推進、インフラ管理、文化・環境保全、産業集積など、従来から複数の地方公共団体にまたがる取組が存在していたケースにおいては、既存の連携スキームを基盤に、取組の高度化・多角化によって地域課題への対応を強化するため、広域連携

に関する地域再生計画を策定した。

■ 広域連携の役割分担

- 連携する県・市町村や地域の民間事業者（商工会や金融機関などを含む。）で「協議会」を設立し、協議会が事業推進の中心的役割を担っている。地方公共団体は、人的支援（人事派遣など）や資金拠出（負担金など）を行い、協議会の活動を支援している。また、代表地方公共団体が事務局を務め、調整業務を担う場合もある。
- 協議会には地域の魅力に詳しい民間事業者が参画し、各事業者の強みを活かした事業運営やプロモーションを実施し、事業の質を高めている。
- 事業内容に応じては、大学と連携し、産官学連携の形で事業を運営する場合もある。技術面は大学が中心となり、地方公共団体は情報発信や調整に注力するなど、役割分担を明確化している。
- 広域連携については、ステークホルダーが多くなり、意見集約や利害調整に時間を要することもある。意見の相違がある場合は丁寧な説明を重ね、地域全体にメリットのある案を提示し、合意形成を図っている。さらに、担当者レベルの定期打合せを通じて進捗管理や要望集約を行い、円滑なコミュニケーションを確保している。
- 県と市町村の共同計画の場合、県が調整役を担うケースがある。県が市町村を訪問し、合意形成を進めることで協力体制を強化している。また、各地方公共団体には個別の総合戦略があるため、広域連携の取組がそれらと矛盾しないよう、代表地方公共団体を中心に、整合性を確保することも重要である。

■ 広域連携によるメリット

<関係者間の機運形成>

- 課題把握、施策検討、計画策定、事業推進など、地域再生計画のプロセスを通じて、地方公共団体間や地域企業とのネットワークが強化され、課題解決に向けた機運が高まっている。
- 地域再生計画に位置付けた取組だけでなく、移住・定住促進やシティプロモーションなど、他の取組にも連携が広がり、面的な課題解決の基盤となっている。

<スケールメリット>

- 海外向けプロモーションなど、単独の地方公共団体では困難な取組も、複数団体の連携と交付金活用により実現可能となり、事業規模や範囲の拡大に繋がっている。
- 広域連携により、複数地域の魅力を組み合わせた総合サービスの提供が可能となり、体験価値や付加価値の高いサービスを実現している。

<リソースのシェア>

- 大規模な施設管理などでは、複数地方公共団体の連携により財政負担を分散し、交付金の活用と合わせて負担軽減とサービスの充実を図っている。
- 予算分担だけでなく、業務の分業体制を整えることで業務負荷を分散し、限られた人的リソースで効率的な運営を実現している。また、専門知識やネットワークを域内共有し、小規模な地方公共団体間でも支援内容の充実が可能となっている。

＜政策への反映の方向性＞

複数の地方公共団体が共同で取り組む広域連携について、取組に至った背景としては、地域コミュニティの維持、産業振興、インフラ施設の維持・管理など、単独地方公共団体では対応が困難な共通課題に対応するために、他の地方公共団体との連携を必要としたケースが、ヒアリング調査では多く見受けられた。

広域連携を進める上では、このような行政や地域が抱える「課題の共通性」は重要であり、アンケート調査においても課題の共通性は連携先を選定する際の重要な観点として多く挙げられている。連携先の選定のその他の観点としては、「地理的な近接性」も挙げられ、ヒアリング調査では、近隣地方公共団体間で既に構築されていた連携体制を基盤に取組を進める事例が多く確認された。一方で、連携先の選定に当たっては、地理的な近接性にとらわれず、課題や目的に即した柔軟な視点から連携先を選定し、解決の糸口を見出す可能性も考えられることから、固定的な概念にとらわれることなく、連携の目的や解決したい課題を主軸に据えることが重要である。

広域連携のメリットとしては、単独地方公共団体では実現困難なサービス規模や影響力を確保できる点が挙げられる。スケールメリットによって地域課題への対応力が向上するほか、財政や人員のリソースを共有することで、事業運営の効率化も図られる。また、地域再生計画を契機とした取組が、行政や企業を含む関係者間のネットワーク強化に繋がり、地域課題の解決に向けた関係者の機運向上にも寄与しているとの評価も多い。

一方で、広域連携には複数の地方公共団体や地域事業者など、多数のステークホルダーが関与するため、調整負担の増加が課題として挙げられる。広域連携の取組を拡大するためには、この負担を軽減する仕組みづくりが重要であり、例えば、既存の連携スキームを基盤とした体制構築を検討した上で、人材交流や日常的な業務コミュニケーション、担当者レベルでの定期的な打合せなど、円滑な情報共有を促進する取組を進めることが求められる。また、広域連携のきっかけづくりや円滑な実施においては、地方公共団体間の関係構築を促進する観点から、都道府県が主体的な役割を果たすことが非常に重要であり、都道府県が中心となって日常的なコミュニケーションの場の創出やフォローアップを行うことが重要である。

今後、人口構造の変化に伴い、インフラの老朽化や人手不足など、地域内の課題や資源制約が顕在化することが想定される。このため、複数地方公共団体が連携・協働して課題解決に取り組む動きは一層重要となると考えられるが、政策の方向性としては、地方公共団体が広域連携に積極的に取り組めるよう、適切な支援を行うとともに、先進事例の収集や横展開を進めることが期待される。特に、事例の収集・横展開においては、地域の成長・魅力向上に繋がる前向きな分野に関する取組が一層広がるよう、深度ある調査が求められる。

(3) 特定の個別支援措置について

<調査分析の視点>

本調査では、個別の支援措置のうち、今後さらなる活用が期待される「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「地域再生支援利子補給金」の3つの支援措置に焦点を当て、各支援措置を活用した取組内容、活用に至った経緯、支援措置を活用することによるメリット等を調査し、支援措置の利点や、活用推進に向けた課題を洗い出すことを目的として、ヒアリング調査を行った。

<調査分析の結果>

① ヒアリング調査対象

今年度は、今後さらなる活用が期待される個別支援措置について、取組事例を調査した。調査対象は以下のとおりである。

No.	地方公共団体名	認定地域再生計画の名称	活用する支援措置
1	長野県 下伊那郡豊丘村	道の駅を核とした小さな拠点整備計画	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
2	岩手県 岩手郡雫石町	町有地を活用した雫石町生涯活躍のまち推進計画	生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
3	富山県	「とやま未来創生」ものづくり産業活性化計画	地域再生支援利子補給金
4	長野県	設備投資誘発による長野県経済活性化計画	地域再生支援利子補給金

② ヒアリング調査結果

各個別支援措置の取組事例に関するヒアリング調査の主な内容を整理すると、以下のとおりである。

■ 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

<支援措置の活用の背景>

- 地域の基幹産業である農業振興に向け、販路拡大のための取組を検討したところがキッカケである。その過程で、農業だけでなく、観光振興、高齢化対策、生活機能の向上などの地域課題を整理し、単なる「道の駅」ではなく、生活機能・交流機能・産業振興機能・観光機能を備えた多機能型の「小さな拠点」を整備する計画を

策定した。

- 当初は投資促進税制の詳細を把握していなかったが、内閣府担当者への複数回の問合せ・協議を通じて理解を深め、同制度の活用を決定した。

<支援措置の活用によるメリット>

- 投資促進税制と交付金を併用することで、施設整備の初期負担を大幅に軽減し、運営初期段階の資金確保が可能となり、財源面の課題解消に寄与している。
- 投資促進税制の優遇措置により、「出資時に税制優遇を受けられる」というメリットを提示でき、出資のハードルを下げ、地域住民や企業などの出資参入を促進している。

■ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

<支援措置の活用の背景>

- 人口減少、少子高齢化、空き家増加、地域コミュニティの消失などの課題に直面する中、移住者の確保と、移住者を含む町民が生き生きと暮らせる環境整備を目指し、お試し住居の整備を決定した。
- 事業効果を最大化するため、地域再生推進法人を住居の指定管理者とする方針であったが、宿泊業の許可がなく指定が困難であったため、「旅館業の許可特例」が活用できる「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」を採用した。
- 当時は支援措置の活用事例が少なかったため、同様の計画を策定している他の地方公共団体との交流機会に参加し、取組内容をヒアリングし、検討に反映した。

<支援措置の活用によるメリット>

- 移住先を決めかねている移住検討者に対し、本特例を活用して整備したお試し住居を提供し、町での暮らしを体験してもらうことで移住者獲得を実現している。
- 低価格で宿泊場所を提供できるため、数日ではなく一定期間滞在し、移住を真剣に検討する機会を提供できている。

■ 地域再生支援利子補給金

<支援措置の活用の背景>

- 地域内総生産の減少や、製造業におけるアジア諸国との競争激化を受け、地域の持続的発展に向けて研究施設などの生産設備投資や産業集積の促進が必要となっていた。この状況を踏まえ、指定金融機関からの意見も取り入れ、製造業に限らず地域内の設備投資を加速させるため、地域再生支援利子補給金を活用できる制度設計を行った。
- エネルギー価格や原材料価格の高騰など、製造業を取り巻く環境の急激な変化を踏まえ、地域内の製造業の更なる成長のため、地域再生支援利子補給金の活用を検討した。

<支援措置の活用によるメリット>

- 地域再生支援利子補給金の活用により、大規模投資の呼び込みが進み、10億円を超える設備投資が実現している。
- 補給金による利子負担の軽減は、地域外企業への誘致メリットとして有効であり、企業の事業所や工場撤退を防ぐ要因にもなっている。その結果、地域内の雇用確保・創出に貢献している。
- 支援対象に関して企業規模が問われないなど、使い勝手が良く、地方公共団体の独自支援では手が届きづらい支援対象に対しても、投資促進を図ることが可能である。

＜政策への反映の方向性＞

今後さらなる活用が期待される「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「地域再生支援利子補給金」の3つの支援措置について、ヒアリング調査を行った事例では、支援措置の活用に至った経緯は多様であったものの、共通して、産業振興、生活機能の向上、移住者の確保など、地域が抱える課題を整理した上で、内閣府との協議や他の地方公共団体との情報交換を経て、課題に適した支援措置を精査し、支援措置の活用を決定していた。

支援措置を活用することのメリットとしては、

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制

- ・ 拠点施設の運営初期段階における資金の確保に加え、税制優遇措置による出資時のメリット提示により、出資参入の訴求力が向上。

生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

- ・ 移住検討者に対し、町での暮らしの低価格で体験できる機会を提供し、移住者獲得に寄与。

地域再生支援利子補給金

- ・ 利子負担の軽減により、大規模投資の呼び込み、企業誘致、事業所や工場の撤退防止に効果を発揮し、結果として地域内の雇用確保・創出に貢献。

などの意見が聞かれた。

これらの事例から、支援措置の活用が地域課題の解決に大きく貢献していると考えられる一方で、制度の認知度や活用事例の共有不足が導入検討の障壁となっていると想定される。このため、今後の政策の方向性としては、これまで取り組んできた説明会の開催などによる制度の周知をさらに強化し、事例集の展開などによる先進事例の横展開を一層推進する。加えて、内閣府による事前相談制度や、国の職員による伴走支援制度等も積極的に活用し、個別支援措置の活用に関する相談への対応や手厚いフォローを継続的に行うことで、引き続き支援していくことが重要である。その上で、他の制度との併用を含む柔軟な制度運用や地域の実情に応じた支援措置の改善などを進めることが期待される。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

今年度は、認定地域再生計画の達成状況について支援措置別に分析するとともに、広域連携の取組に焦点を当て、連携に至った経緯、関係団体の役割分担、広域連携のメリット等について、認定地方公共団体向け調査によって全体的な傾向を把握した上で、その詳細についてヒアリング調査し、地域再生に資する施策の評価を行った。また、主要な支援措置メニューとして今後さらなる活用が期待される「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」及び「地域再生支援利子補給金」の3つの措置に関して、ヒアリング調査を実施し、今後の活用促進に向けた課題や留意点を整理した。

認定地域再生計画における支援措置の活用状況を見ると、例年活用件数が多い「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」に加え、本年度の調査から「新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」の活用件数が増加しており、これらを合算すると、全体の9割以上を占めている。これらの支援措置は、事業内容に応じて柔軟な支援が可能な設計となっていることから、地方公共団体にとって活用しやすい制度であり、積極的に活用されていることがうかがえる。

一方で、認定地域再生計画の進捗状況に関して、今年度の調査では、目標未達成や事業の遅延・未完了の理由として、「高齢化・人口減少」を挙げる割合が、例年に比べ顕著に増加している。例年の調査では、コロナ禍や物価高騰などの経済面における外的ショックを理由として挙げる割合が高く、今年度の調査では、地方公共団体が直面する根本的な課題に改めて目が向けられていることがうかがえる。その一方で、こうした地域再生計画の取組は、高齢化・人口減少といった構造的課題への対応を前提に実施されてきた側面が大きいことから、次年度以降の調査においては、これらの構造的課題を前提に、目標未達成の背景にある根本要因について、より踏み込んだ調査が必要である。

また、こうした人口構造の変化に起因するマクロ的な構造課題は、今後もあらゆる地域で継続することが想定されるため、こうした高齢化・人口減少の進行を前提に、持続可能な地域社会の姿を見据えた地域再生計画の立案や、構造的変化にも耐え得る目標設定を行うことが不可欠である。

地方公共団体が直面する課題については、マクロ的な構造課題に加え、社会の複雑化に伴い、多様化していることから、個々の市町村や都道府県が単独で施策を立案し、取り組むだけでは、十分な効果が発揮されないものがあり、対応に一定の限界がある面もある。このため、市町村・都道府県の枠を超えた広域の視点に立ち、多様な主体が目指すべき姿を共有し、それぞれの主体の強みを活かしながら一体的に事業に取り組む「広域連携」は、こうした課題に対する有効なアプローチの一つとして、今後さらに重要性が高まると考えられる。もっとも、広域連携の立ち上げに際しては、関係者間の調整や合意形成など一定のハードルが存するため、連携事例を研究することや、課題認識及び方向性に関して地方公共団体間で議論できる基盤を整備するなど、段階的に連携を進めることが有効である。

広域連携は、人材や資源に制約のある地方公共団体にとって、スケールメリットやノウハウの共有を通じて、地域の共通課題に取り組み、地方創生事業を推進するための有効な手段である。広域連携のメリットとしては、単独の地方公共団体では実現困難なサービス規模や影響力の確保、財政・人員等のリソース共有による事業運営の効率化、行政・企業間のネットワーク強化などが挙げられる。各団体が保有するノウハウや資源の違いを踏まえ、相互の強みを活かした連携は、新たな課題解決のアプローチとして期待される。またこうした連携は、地方公共団体の連携の枠にとどまらず、関連する経済団体、企業、大学、研究機関等の多様な主体も巻き込み、官民がプロジェクトを面的に展開することで、一層の相乗効果を生み出すことが期待される。

一方で、多数のステークホルダーが関与することによる調整負担の増加は、広域連携に取り組む際の主要な課題であり、プロジェクトを機能させるためには、明確な役割分担や、情報共有を円滑化するための恒常的な協議体制の構築が必要である。ヒアリング調査においても、既存の連携スキームを土台に広域連携の取組を進めることで、関係者間の調整が円滑に進んだ事例が確認されており、既存の関係性がない新規の連携開始には、依然として高いハードルがあることがうかがえる。そのため、都道府県が主体的にリーダーシップを発揮し、旗振り役や調整役として関与することで、地方公共団体間の関係構築を促進することが重要となる。また、連携先の選定に当たっては、地理的な近接性に限らず、地域が抱える課題や事業目的の共通性といった観点も踏まえ、広域連携の目的を見失わないことが重要である。

広域連携の取組の拡大に向けては、広域連携に関する先進事例の収集・横展開をはじめ、既存連携スキームの活用による連携など、関係者間の調整負担を軽減するためのノウハウを体系化し、共有することが重要であると考えられる。また、広域連携に基づくプロジェクトが十分な成果を生み出すよう、通常地域創生事業とは異なる別枠での追加的な支援や、支障となる規制が存在する場合には当該規制の緩和等に取り組む可能性について検討する必要がある。

地域再生制度に関する支援措置については、前述の「デジタル田園都市国家構想交付金」や「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」といった主要措置以外にも、多様な制度が設けられているにもかかわらず、それらの活用は伸び悩んでいる状況が続いている。

昨年度は、活用実績が少ない支援措置に関して、その活用余地や未活用の背景を調査したが、今年度は今後さらなる活用が期待される3つの支援措置である、

- ① 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
- ② 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- ③ 地域再生支援利子補給金

特に焦点を当て、実際に当該支援措置を活用している事例を対象に、活用に至った経緯やメリットをヒアリングし、今後の活用促進に向けた課題や留意点の整理を試みた。

その結果、いずれの事例に関しても、支援措置が、産業振興、生活機能向上、移住者対策など、地域が抱える課題の解決に対して寄与していることが確認された一方で、支援措置の活用を検討している段階においては、担当者の制度に関する知識は十分でなく、内閣

府や他団体との相談・情報交換を通じて理解を深めた上で、活用に至ったケースが多かった。こうした制度に関する情報不足は、昨年度の調査においても、活用を阻害する要因として指摘されており、制度に関する情報提供や、実際に至った活用事例の共有を強化し、担当者が制度に触れる機会が増加すれば、活用拡大が期待できることがうかがえる。今後は、これまで実施してきた地域再生制度の支援措置に関する説明会の開催などによる周知の取組を継続・強化するとともに、引き続き、先進事例などの横展開や、不明点を解消するための相談窓口の充実を図ることで、制度認知度の向上や、担当者の制度利用に対する心理的抵抗を緩和することが、支援措置の活用促進における重要なポイントとなる。また、支援措置の利用件数が増加することで、地方公共団体からの意見を収集する機会も拡大し、現場のニーズや課題をよりの確に把握できることが期待される。その結果、制度の理想的なあり方に向けた検討が進み、柔軟な制度運用や地域の実情に応じた改善を実現することで、制度の更なる高度化につながることを望まれる。

地域再生計画全般については、過年度同様、「制度が複雑で理解が難しい」、「申請手順や書類作成に係る事務負担が大きい」、「簡易な説明や事例提示があれば活用しやすい」といった意見が多く寄せられた。地方公共団体では人事異動が多く、着任から日が浅く制度に関する知識が十分でない職員が担当する場合も少なくないことから、そうした状況を前提に、研修会や相談窓口の充実等、誰にとっても分かりやすく、丁寧な対応を行うことが求められている。

「新しい地方経済・生活環境創生交付金【第2世代交付金】」では、包括的な認定手続きの導入が、事務負担軽減や申請促進につながったこと、また、政策間、部局間の連携につながったことが確認されたものの、制度の理解、様式の見直し、スケジュールの緩和、制度周知や相談対応など、事務手続面への配慮を求める声は依然として多かった。特に小規模団体では職員数が限られるため、こうした現場の実情を踏まえ、さらなる事務負担の軽減策や、手引・フローチャート等の整備が求められる。

また、地域再生計画の作成にあたっては、内閣府による事前相談制度が設けられており、今年度の調査においても、この事前相談制度が計画の作成に役立ったと評価されるなど、有効に機能していることが確認できた。今後は、こうした事前相談制度のさらなる活用を通じて、地方公共団体を手厚くフォローすることで、新たな支援措置の活用の促進、地域再生計画の作成負担の軽減などを図ることも重要である。

地域再生計画の認定制度は、累次の改正を経て多様な支援措置を利用できる汎用性の高い制度へと進化した一方、今後も制度の複雑化が懸念される。

地方公共団体や民間団体が支援措置を最大限活用できるよう、本調査結果を踏まえ、ニーズに沿った支援措置の拡充、人材育成、ノウハウの伝承、モデル事例の紹介、事務の簡素化を進めることが必要である。